

令和2年8月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和2年8月21日（金） 午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 勝山市役所 3階 第2・3会議室
3. 出席委員 農業委員10名
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため農業委員のみの招集)

| | | | | | |
|--------|----|----|-----|-----|--------|
| 会長 | 1番 | 松村 | 勘兵衛 | | |
| 会長職務代理 | 2番 | 中村 | 栄治 | | |
| 農業委員 | | | | 8番 | 田中 政男 |
| | | | | 9番 | 山内 百合子 |
| | 5番 | 笠松 | 邦造 | 10番 | 山口 拓雄 |
| | 6番 | 北山 | 謙治 | 11番 | 前田 壽夫 |
| | 7番 | 須見 | 則雄 | 12番 | 平泉 節子 |

4. 欠席委員 農業委員2名

5. 審議内容・結果

| 議案番号 | 議案名 | 審議結果 |
|--------|--|------|
| 議案第17号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 可決 |
| 議案第18号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について | 可決 |
| 議案第19号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見について | 可決 |
| 議案第20号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について | 可決 |
| 議案第21号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） | 可決 |
| 議案第22号 | 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業） | 可決 |
| 議案第23号 | 現況証明願いについて | 可決 |

- (報告事項) (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹生 禎昭 主任 多田 喜代彦 主任 山本 典子 主任 川村 聖市

7. 会議の概要

| | |
|--------|--|
| 事務局長 | ただいまから令和2年8月定例農業委員会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、農業委員のみの出席となっております。また牧野委員と酒井委員におかれましては欠席の旨お聞きしております。それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。 |
| 松村会長 | 会長あいさつ 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行います。本日は、「農地プラン協議」は開催しません。 また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」にもとづき、会議時間を原則1時間以内とさせていただきます。委員各位には拙速な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 終了予定は、午後2時30分を予定しています。 |
| 局長(竹生) | ありがとうございました。それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。 |
| 議長(会長) | これより本日の会議に入ります。事務局から8月分の経過報告を申し上げます。 |
| 事務局 | それでは、8月分の経過報告をいたします。 |
| 議長(会長) | 事務局からの報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。 年金加入推進についてですが、目新しいことはありましたか。 |
| 平泉委員 | 今回、2名の方の加入がありました。 |
| 議長(会長) | これは、歴代の活動から考えると大変な成果です。 |
| 平泉委員 | 今年度のノルマは達成することができました。 |
| 議長(会長) | 大変お疲れ様でした。ご苦労様でした。 他にございませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を、7番 須見則雄委員、8番 田中政男委員、の両名にお願いします。 これより議事に入ります。日程第1 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。 |
| 事務局 | では、議案17号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 |
| 議長(会長) | このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 |
| 山口委員 | 現地確認に行つて参りました。いずれも法律に触れることなく、問題ないと考えます。 |
| 議長(会長) | 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、議案第17号について採決いたします。 議案第17号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。 |
| 全員 | 異議なし |
| 議長(会長) | それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明願います。 |
| 事務局 | それでは、議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について、ご説明いたします。 |
| 議長(会長) | このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います |
| 山口委員 | ①につきまして、以前に許可が下りました太陽光発電の延長ということで、再度の申請です。よろしくお願いいたします。 |
| 須見委員 | ②につきまして、現地確認をして排水路、近隣への影響などよく見て参りました。問 |

| | |
|--------|--|
| | 題ないと考えます。以上です。 |
| 議長(会長) | 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第18号について採決いたします。 |
| | 議案第18号は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。 |
| 事務局 | 異議なし |
| 議長(会長) | それでは、議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 |
| | 続きまして、日程第3 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見についておよび 日程第4 議案第20号第1番 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。 |
| 事務局 | それでは、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見についておよび議案第20号第1番 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について、ご説明いたします。 |
| 議長(会長) | このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 |
| 山口委員 | ご説明のあったとおり、スイミングスクールの裏手でございます。特に問題はありません。以上です。 |
| 議長(会長) | 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 |
| 北山委員 | 家を建てると許可して、30年間放っておいていいのですか。所有権の移転はされていますか。登記簿は雑種地となっていない。行政が放っておいていいのですか。 |
| 事務局 | 約30年前に許可がありまして、当時所有権の移転は済んでおります。許可後の行政の対応についてですが、現在ですと、完了届の提出によって管理しておりますが、30年前どうしていたかというのは不明です。 |
| 北山委員 | であるのであれば、議案第20号第1番の案件だけでいいのではないですか。議案第19号を提出するのはなぜですか。 |
| 事務局 | 議案第19号は、当時の譲受人が住宅を建てるというのが本来であったわけですが、当時の譲受人は住宅を建てることができなくなったため、別の方が住宅を建てることになった、それを変更という形で提出しております。もし、所有権が移転されていなかったのなら、当時の許可の取り消しで済んだのですが、所有権の移転がされてしまったため、変更という形となりました。 |
| 田中委員 | 所有権は当時の譲受人になってしまっているのだから、議案第19号は不要なのではないですか。議案第20号第1番のみでよいのではないのでしょうか。 |
| 事務局 | 県の事務要領がありまして、そちらに則りまして、今回処理をさせていただいております。 |
| 中村代理 | 事務要領はそのとおりなんでしょうけど、議案第20号第1番だけでもよさそうな気がします。県には第19号についても意見を提出するのでしょうか。 |
| 事務局 | 県には議案第19号、第20号第1番ともに意見書を提出します。 |
| 須見委員 | 現地は草刈りがされてありましたが、当時の譲受人が管理されていたのでしょうか。 |
| 事務局 | 管理をされていたのがどなたか把握はしてありませんが、建設業者が介しています。 |
| 北山委員 | 採決を採ってください。私は賛成できません。 |
| 議長(会長) | それでは、議案第19号、第20号第1番については、後ほど対応します。 |
| | 続きまして、日程第4 議案第20号第2番 農地法第5条第1項の規定による許可申 |

| | |
|--------|--|
| | 請意見についてを議題とします。事務局より説明願います。 |
| 事務局 | それでは、議案第20号第2番 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について、ご説明いたします。 |
| 議長(会長) | このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 |
| 笠松委員 | 砂利採取のための一時転用ということで問題ないと考えます。以上です。 |
| 議長(会長) | 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 |
| 北山委員 | 許可はいつ頃になりますか。 |
| 事務局 | 9月の末となります。 |
| 北山委員 | 申請者は他にも砂利採取を行っていて、そちらはまだ終わってない。11月以降の許可としてはどうか。 |
| 事務局 | 内規では2箇所までとなっているので内規どおりでございます。 |
| 北山委員 | 変更しているから既に2箇所なのではないですか。今回3箇所目になるのではないですか。 |
| 事務局 | 県は変更前・変更後併せて1箇所とする、という考え方です。申請者からもなるべく早く進めると聞いております。現在、砂利採取を行っている場所につきましては、現地確認を行いますし、今、申請者に電話をしまして、10月21日までに終わるのか確認いたします。 |
| 議長(会長) | 10月21日までに終わるのか申請者に確認してください。 |
| 中村代理 | この田について合意解約があるが、合意日と解約日が7月末なのは耕作の途中で放棄することになりませんか。 |
| 事務局 | こちらは、麦あとになりまして、現在耕作されておりません。よってこの解約日で何ら問題はございません。 |
| 中村代理 | わかりました。 |
| 事務局 | ただいま、申請者に確認したところ、10月21日までに確実に終わるという回答でございました。 |
| 北山委員 | 電話はどうとでも言える。本当に仕上がりますか。 |
| 事務局 | 仕上がるように指導いたします。 |
| 北山委員 | どうしてこのようなことを言うかという、これまで1年間で終わらないということは何回も何回も繰り返してきた。変更で2回目まで申請があったのなら、今回の3回目の申請は気をつけるべきではないのですか。 |
| 中村代理 | 結局、農地法第5条に関しては、意見を言うしかできない。法的にはなにも判定する権限はないが、だからといって何も言わないと乱獲を招きかねない。県に意見を出す際に、工期の厳守を付しましょう。 |
| 議長(会長) | これより、議案第20号第2番について採決いたします。通常ですと原案どおり「許可相当との意見を付して」承認するわけですが、ここに工期の厳守という意見を付す、また、勝山市ではこれまで期限が守られなかったなどの経緯から内々の基準があり、それに沿ってより強い厳守を求めたいということを県に提出することに、異議ございませんか。 |
| 全員 | 異議なし |
| 議長(会長) | それでは、議案第20号第2番 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、ただいまの勝山市農業委員会の意見を付して承認することに決しました。 |
| | 続きまして、日程第5 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）と、日程第6 |

| | |
|--------|--|
| | <p>議案第22号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取ついて を議題とします。</p> <p>これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）および議案第22号農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取ついて ご説明いたします。</p> |
| 議長(会長) | <p>説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第21号について採決いたします。議案第21号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p> |
| 全員 | <p>異議なし</p> |
| 議長(会長) | <p>それでは、議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）については、原案どおり承認することに決しました。</p> <p>続きまして、議案第22号について採決いたします。議案第22号は、「適当である」旨の意見を付すことに異議ございませんか。</p> |
| 全員 | <p>異議なし</p> |
| 議長(会長) | <p>それでは、議案第22号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取ついては、「適当である」旨の意見といたします。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第23号 現況証明願いについてを議題とします。中村代理は当事者でありますので退出願います。事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第23号 現況証明願いについて、ご説明いたします。</p> |
| 議長(会長) | <p>説明はお聞きのとおりです。このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。</p> |
| 山口委員 | <p>①につきましては、写真のとおり雑種地でございます。②につきましても写真のとおりでございます。以上です。</p> |
| 笠松委員 | <p>③につきましては、住宅や倉庫が建っております。④につきましては写真のとおり山林となっております、非農地とするのが妥当と考えます。以上です。</p> |
| 須見委員 | <p>⑤～⑨については、ブロック工場跡地で、現場はコンクリートおよびアスファルト舗装されており、農地とは言えない状態でございます。以上です。</p> |
| 議長(会長) | <p>報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第23号について採決いたします。議案第23号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p> |
| 全員 | <p>異議なし</p> |
| 議長(会長) | <p>それでは、議案第23号 現況証明願いについては、原案どおり承認することに決しました。中村代理は入室ください。</p> <p>次に、先ほどの議案第19号、第20号第1番についてご説明いたします。</p> |
| 事務局 | <p>それではご説明いたします。こちらの農地につきまして、30年間何もしていなかったわけですが、そのことに対する罰則等はありません。現在は、完了届により許可後の進捗の管理を行っております。また、議案第19号を経ての議案第20号となります。一連の議案の流れは、法令で定められております。</p> |
| 議長(会長) | <p>ご理解いただけましたでしょうか。これより、議案第19号について採決いたします。議案第19号は、原案どおり 「許可相当との意見を付して」承認することに、異議ございませんか。</p> |
| 全員 | <p>異議なし</p> |

| | |
|--------|---|
| 議長(会長) | それでは、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 |
| 全員 | 続きまして、議案第20号第1番 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について採決いたします。議案第20号第1番は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに、異議ございませんか。 |
| 議長(会長) | 異議なし |
| 議長(会長) | それでは、議案第20号第1番 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 |
| 事務局 | つづきまして、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。 |
| 議長(会長) | それでは、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。 |
| 議長(会長) | このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。 |
| 議長(会長) | それでは、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。 |
| 議長(会長) | このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、その他に入ります。1・1・1運動について、事務局より説明願います。 |
| 議長(会長) | 説明 |
| 議長(会長) | このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に、活動記録簿の提出について、事務局から説明願います。 |
| 議長(会長) | 説明 |
| 議長(会長) | このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、道の駅隣接地における民民売買について、事務局から説明願います。 |
| 議長(会長) | 説明 |
| 議長(会長) | 9月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。 |
| 議長(会長) | 次回は、9月25日(金) 午後1時30分から、開催予定としております。 |
| 議長(会長) | 8月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。 |
| 中村代理 | 閉会のことば |

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村 勘兵衛 ⑨ 7番 須見 則雄 ⑨

8番 田中 政男 ⑨